

# 消費税率引上げ後の対策について

【担当省庁】内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

本年 10 月に実施された消費税率の引上げ後、地域経済や地方自治体に負担や混乱が生じないよう万全の対策をとっていただきたい。

- 消費税・地方消費税率引上げに伴う需要変動の平準化に向けた取組について、地方の財政運営に支障が生じないよう、今後の予算の編成等において留意
- 地方経済の活性化に配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること

## 【現状・課題等】

### ■経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

「政府は、2019 年 10 月 1 日の消費税率 10 %への引上げに当たり、下記の各措置や防災・減災、国土強靱化を含めた 2019 年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む。」

京 都 府 の 担 当 課	総務部 財政課 (075-414-4424) 商工労働観光部 産業労働総務課 (075-414-4819) 中小企業総合支援課 (075-414-4826)
------------------	--

### 【国の事業等】

#### ■概算要求（地方財政収支仮試算） [総務省]

- ▶ 地方一般財源総額 64 兆円（令和元年度予算 62.7 兆円）

#### ■経済対策

- ▶ キャッシュレス・ポイント還元事業（令和元年度予算 2,798 億円）

令和元年 10 月 1 日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の 9 カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援

- ▶ プレミアム付商品券事業（令和元年度予算 1,723 億円）

消費税率の 10 % への引上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、全国の市区町村が、対象となる方々（住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯）に対して、「プレミアム付商品券」を発行・販売  
購入いただいた「プレミアム付商品券」は、税率引上げ後の 6 か月の間、地域の幅広い店舗で日常的に利用可能

### 【京都府の取組】

#### ■中小企業消費税率引上げ対策支援事業費（令和元年 9 月補正 30 百万円）

消費税率引上げに備え、地域経済を支える中小企業に対する支援に万全を期すため、対策を追加

#### ■商店街等緊急販売促進事業費（令和元年 9 月補正 10 百万円）

商店街等が行う大売り出し等、売上げ向上に繋がる取組に対する助成